

(趣旨)

第1条 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における宿舎管理に関する取扱いについては、国立大学法人大分大学職員宿舎管理規程（平成16年規程第60号。以下「規程」という。）及びその他関係法令又はこれらに基づく特別の定めがある場合を除くほか、この細則の定めるところによる。

(被貸与者に対する監督)

第2条 資産管理役は、規程第3条第2項の規定により被貸与者に対する監督を行い、常に宿舎の維持及び管理の適正を図るものとする。

(貸与申請及び承認)

第3条 規程第9条第1項に規定する貸与申請書は、次の各号に掲げるとおりとし、当該様式は別に定める。

- (1) 宿舎貸与（入替）申請書
- (2) 宿舎（自動車の保管場所）貸与申請書

2 資産管理役は、規程第5条第2項の規定に基づき入居者の選定を行い、宿舎及び自動車保管場所の貸与を承認するときは、それぞれ宿舎貸与承認書及び自動車保管場所貸与承認書を交付しなければならない。

(入居期限延期の申請及び承認)

第4条 規程第10条第1項ただし書に規定する宿舎入居期限延期申請書の様式は、別に定める。

2 資産管理役は、前項の宿舎入居期限延期申請書の理由が相当であると認めるときは、一定範囲内の入居延期日数を指定して、宿舎入居期限延期承認書を交付し、これを承認することができる。

(同居の申請及び承認)

第5条 規程第11条第1項に規定する宿舎同居申請書の様式は、別に定める。

2 資産管理役は、前項の申請書の事情を調査し、その理由がやむを得ないと認めるときは、宿舎同居承認書を交付し、これを承認することができる。

(模様替等の申請及び承認)

第6条 規程第13条第1項に規定する宿舎模様替申請書の様式は、別に定める。

2 資産管理役は、前項の申請書の理由が相当であると認めるときは、規程第13条第2項の条件を付して宿舎模様替等承認書を交付し、これを承認することができる。

(明渡猶予の申請及び承認)

第7条 規程第17条第1項に規定する宿舎明渡猶予申請書の様式は、別に定める。

2 資産管理役は、前項の宿舎明渡猶予申請書の理由が相当であると認めるときは、規程第16条第1項ただし書に規定する期間の範囲内で明け渡すべき日を指定して、宿舎明渡猶予承認書を交付し、これを承認することができる。

(明渡届の提出)

第8条 資産管理役は、貸与を受けた者が宿舎を明け渡すことが決定したときは、速やかに別に定める宿舎明渡届を提出させなければならない。

(損害賠償金の請求)

第9条 資産管理役は、宿舎を貸与された者が前条の規定に違反して宿舎を明け渡さない場合は、明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を請求しなければならない。

- 2 規程第19条第1項に定める損害賠償金の額は、当該宿舍の当該期間に応ずる宿舍使用料の額（当該宿舍が無料宿舍である場合には、これらを有料宿舍であるとみなして規程第6条第1項及び附則第6項に規定する算定方法により算定した宿舍使用料に相当する額）の3倍（当該宿舍に居住する資格を失った者で、学長がその額を軽減することがやむを得ないものとして認める場合には、国家公務員宿舍法施行令（昭和33年政令第341号）に準じ1.1倍）とする。
- 3 規程第19条第2項に定める損害賠償金についても、前項の算定基準を準用する。

（宿舍の貸与要件）

第10条 宿舍の貸与を希望する者及びその同居者の人数により、原則として、次の規格の宿舍を貸与する。ただし、敷戸宿舍及び寒田宿舍については、1人でもc規格以上を貸与できるものとする。

入居人数	規格
3人以上	e以下
2人	c以下
1人	b以下

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が特に認めた場合は、当該貸与要件によらないことができる。

（事務）

第11条 宿舍に関する事務は、財務部施設企画課総務・資産グループにおいて処理する。

（雑則）

第12条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則（平成16年細則第36号）

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年細則第40号）

この細則は、平成16年11月8日から施行する。

附 則（平成18年細則第24号）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年細則第16号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年細則第3号）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和6年細則第5号）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。